

災害時、地域ぐるみの助け合い

～避難行動要支援者支援制度のご案内～

※令和2年2月に「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を「平塚市避難行動要支援者避難支援指針」に改訂したことに伴い、名称が変わりました。（旧称：平塚市避難行動要支援者登録制度）

◆災害時には地域での助け合いがとても大切です

地震や風水害などの大きな災害が起きた場合、行政からの支援が始まるまで約3日、外部からの支援にはそれ以上かかるといわれます。このことから、災害時には、ご近所同士などの地域での助け合い（共助）がとても大切です。

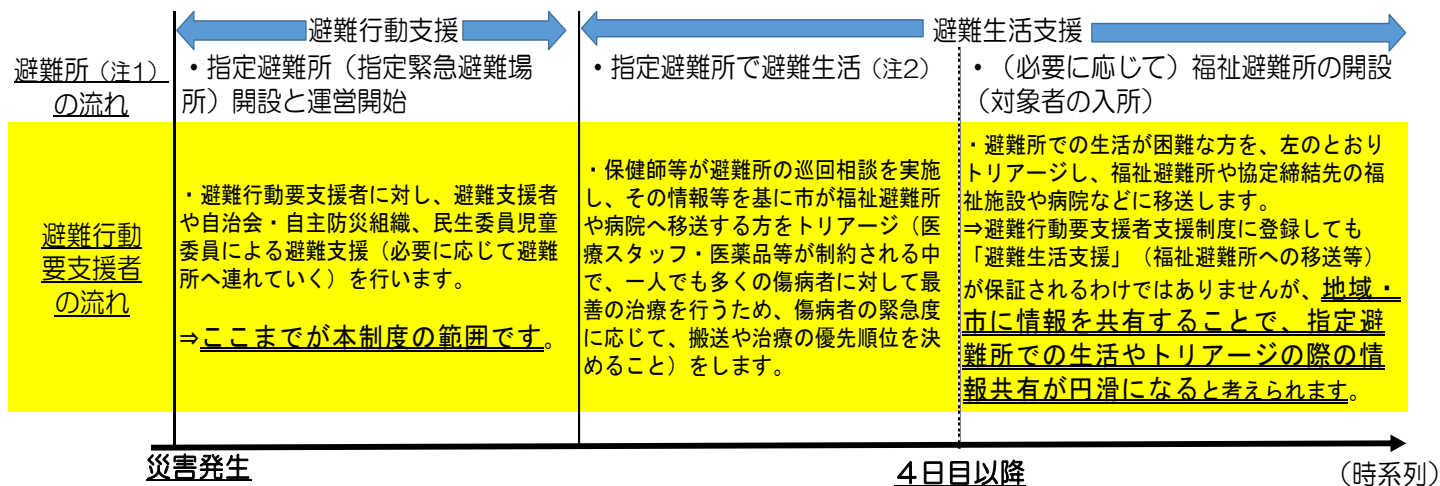


◆災害時の避難が不安な方は制度に登録をしてください！

災害時に一人で避難することが困難で、支援が必要となる方（避難行動要支援者）は、ご自分の情報（氏名・住所や身体状況など）を市に登録してください。市は、登録された情報を避難行動要支援者名簿に登載し、地域の関係者（自治会、民生委員、避難支援者）や市消防本部及び市消防団・神奈川県平塚警察署・高齢者よろず相談センター・平塚市社会福祉協議会に提供・共有し、災害時に地域での安否確認や避難誘導などの避難行動支援に役立てます（避難行動支援後の避難生活支援にもスムーズにつながります）。

登録を希望される場合は、3ページ目の「登録が必要な者の考え方（目安）」で登録が必要かご確認いただき、ご登録ください。

【参考】避難行動要支援者への避難行動支援と避難生活支援のタイムライン



（注1）ここでいう「避難所」は「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の意味です。

（注2）実際は、ご自宅で生活できる場合は、避難所ではなくご自宅で生活していただいて構いません。

○登録の対象となる方（要件）○

- ① 75歳以上のひとり暮らしの方
- ② 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている方
- ③ 次の障がい者手帳を所持している方
 - ・ 身体障がいの程度が1級又は2級の方
 - ・ 知的障がいの程度がA1又はA2の方
 - ・ 精神障がいの程度が1級の方
- ④ 指定難病医療費受給者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）、小児慢性特定疾病医療受給者（医療的ケアが必要な者）
- ⑤ 「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する方
- ⑥ 前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な方

◆避難行動要支援者の登録をご希望の方は…

① 届出書に記入します

市役所の窓口（福祉総務課、高齢福祉課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課、災害対策課）や各公民館、市ホームページなどから届出書を入手して、必要事項を記入してください。ご記入は、ご家族や関係者の方などでもかまいません。



② 登録申請をします

記入した届出書を上記市役所窓口を持参するか、郵送で提出してください。

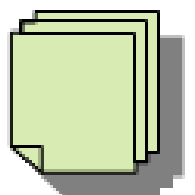
③ 避難行動要支援者名簿に登録して提供します

市では、記入された内容を避難行動要支援者名簿に登録し、避難行動要支援者本人が属する自治会、民生委員、市消防本部及び市消防団・神奈川県平塚警察署・高齢者よろず相談センター・平塚市社会福祉協議会などに登録された情報を提供します。なお、提供先を選ぶことはできません。



④ 個別計画を作成します

地域では、提供された情報をもとに避難行動要支援者本人を含めた関係者により、マッチング方式やチームディフェンス方式（自治会の組など）の災害時の避難支援について確認し、**個別計画（※）**を作成します。

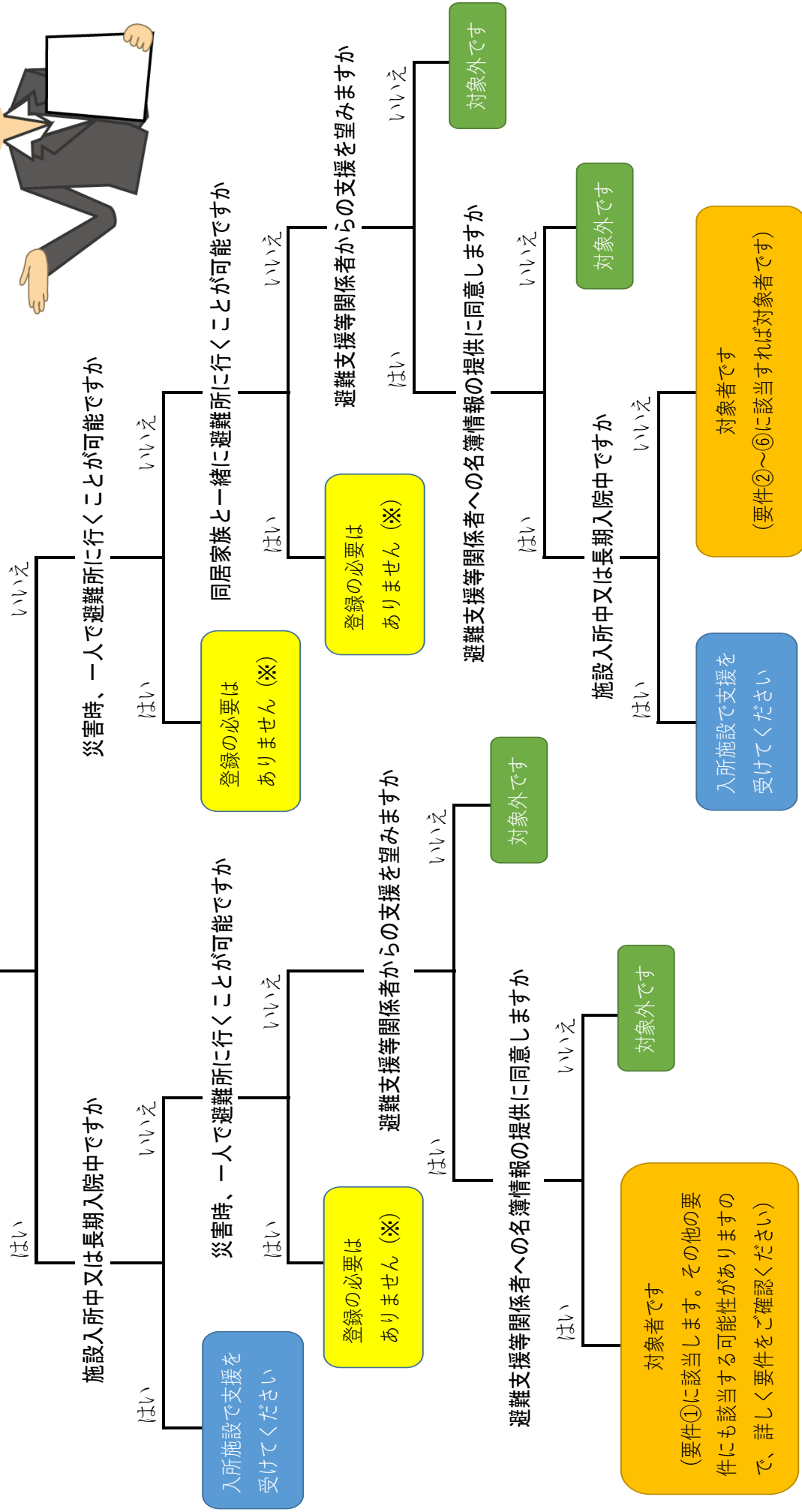


※個別計画とは…登録された情報をもとに、地域で作成する避難行動要支援者一人一人に合った適切な避難支援を行うために必要な情報をまとめた情報カードのことです。

【参考】登録が必要な者の考え方（目安）



あなたは75歳以上一人暮らしですか



※) できる範囲で、「避難支援者」として、地域での助け合いにご協力をお願いします。「避難支援者」の詳細は次のページをご覧ください。

地域での助け合い
に協力したい…

避難支援者として、災害時に避難行動要支援者の方の避難支援をお願いします！

災害時に地域で助け合いをするためには、支援を必要とする方の安否確認をしたり、避難誘導をしたりする避難支援者が必要です。

避難行動要支援者を支援する方式は地域ごとに異なっており、次のマッチング方式とチームディフェンス方式があります。

日頃から挨拶を交わすなど、顔の見える関係づくりをしておくことや、自治会に所属し、その活動に積極的に参加することが、いざという時にスムーズな対応をとることにつながります。

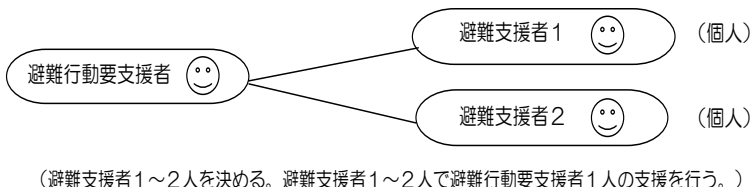
近隣にお住まいの避難行動要支援者の方の避難支援ができる方は、ぜひ避難支援者としてご協力ください。

※ 避難行動要支援者への支援は、あくまで任意の協力であり、責任を伴うものではありません。

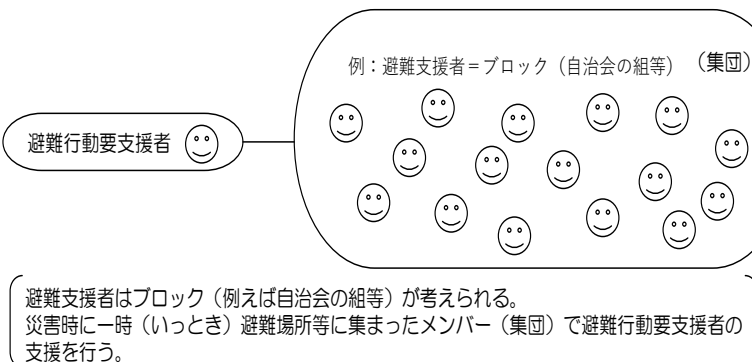
災害時には、避難支援者の方も被災者になる可能性があります。そのため、ご自身やご家族等の安全を確認後、できる範囲での支援をお願いします。

マッチング方式とチームディフェンス方式

ア マッチング方式



イ チームディフェンス方式



■お問い合わせ

平塚市役所 23-1111（代表）

○登録手続きに関すること

福祉総務課（内線2151） 高齢福祉課（内線2676）

地域包括ケア推進課（内線2219）

障がい福祉課（内線2528） 介護保険課（内線2532）

○避難行動要支援者避難支援指針に関すること 災害対策課（内線2632）



■郵 送 先

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

災害対策課災害対策担当宛て